

沖縄県障害者スポーツ活動等推進事業補助金 令和7年度募集要項

1 目的

沖縄県では、第5次沖縄県障害者基本計画において、障害者が地域生活の中で、社会の一員として生きいきと暮らせるように、障害者のニーズを踏まえながら、社会参加の促進に向けた支援体制の強化やスポーツ・レクレーション及び文化芸術活動等（以下「スポーツ活動等」という。）に積極的に参加できる環境づくりに取り組むこととしています。

沖縄県障害者スポーツ活動等推進事業補助金（以下「本補助金」という。）は、障害者がスポーツ活動や文化芸術活動を行うことが見込まれる施設において、施設管理者が行う受入環境の整備に係る経費に補助金を交付し、障害者の社会参加を促進することを目的としています。

2 対象事業者

競技スポーツを行う施設、県民が日常的に楽しむスポーツ施設又は文化芸術活動を行う施設を運営し、次の(1)～(3)の要件をすべて満たす事業者となります。なお、事業目的から、障害福祉サービスを提供している指定障害福祉サービス事業者は対象となりません。

- | |
|---|
| (1) 障害者のスポーツ活動等を行うことが可能な施設の設置者であること。
なお、文化芸術活動を行う施設とは、博物館法第2条第1項に基づく登録博物館若しくは同法第29条に基づく博物館相当施設又は令和6年度文化財課要覧の県内博物館施設一覧に掲載がある類似施設等であること。 |
| (2) 施設の予約、利用料金など、障害者のスポーツ活動等に配慮があること。 |
| (3) 本事業において整備した内容や取組を積極的に周知・広報するなど、障害者のスポーツ活動等の利用促進に努めること。 |

3 対象事業

対象事業は、「(1)障害者スポーツ活動等整備促進事業」と「(2)障害者スポーツ活動等利用促進事業」です。

- | |
|--|
| (1) 障害者スポーツ活動等整備促進事業
施設のバリアフリー化など、ハード面の整備に係る経費が対象となります。
【例】 <ul style="list-style-type: none">・階段等のスロープ・手すりの設置・視覚障害者誘導用ブロックの敷設・音声誘導機能付き誘導灯の設置・障害者等専用駐車場の床面塗装・屋根の設置・トイレの多機能化等を行う整備 <p>(法令又は条例において義務化されている整備に係る経費は除きます。)</p> |
|--|

(2) 障害者スポーツ活動等利用促進事業

障害者とのコミュニケーションや障害者の施設利用に要する物品の購入等に係る経費が対象となります。

【例】

- ・障害者のスポーツ活動等を促進するために必要なスポーツ用品の購入
- ・コミュニケーションツール、呼出ボタン、ワイヤレスチャイムの購入
- ・施設案内、料金表等の点字版の作成
- ・簡易スロープ、車椅子の設置等に要する経費

4 交付要件

補助金の交付を受けるためには、次の(1)から(6)の要件を全て満たす必要があります。

【交付対象となる要件】

- (1) 国、地方公共団体等から対象経費が重複する補助金等を受ける又は受ける見込みがないこと。
- (2) 障害者のスポーツ活動等の推進に寄与する整備や取組であること。
- (3) 事業目的の達成に寄与することが明確に特定できる経費であること。
- (4) 本補助金の交付決定後に発注、購入、契約等した経費であること。
- (5) 令和8年3月31日（火曜日）までに補助事業を完了（業者等への支払いを含む）し、かつ実績報告書が提出できる経費であること。
- (6) 見積書、契約書、納品書、領収書等によって契約、支払金額を確認できる経費であること。

5 補助金の額

実支出額と基準額を比較して少ない額から寄附金その他の収入額を控除した額に、補助率を乗じて得た額が補助金額となります。(1,000円未満は切り捨て。)

補助事業	基準額	補助率
(1) 障害者スポーツ活動等整備促進事業	60万円	1／2
(2) 障害者スポーツ活動等利用促進事業	15万円	2／3

6 交付申請

(1) 募集期間

令和7年12月19日（金曜日）～令和8年1月26日（月曜日）

(2) 提出書類

- ア 沖縄県障害者スポーツ活動等推進事業補助金交付申請書（様式第1号）
- イ 事業実施計画書（様式第1号別紙）
- ウ その他の添付資料（見積金額を確認できる資料（見積書、商品カタログの写し等）、工事費については工事を行う箇所の現況写真、その他補助事業の実施に関する説明資料を添付すること）

(3) 提出方法

持参、郵送又は電子メールのいずれかにより必要書類を提出してください。

【持参による場合】

- ・ 持参による受付は、募集期間内の平日午前 9 時から午後 5 時までとします。
- ・ 沖縄県庁 3 階の障害福祉課に提出書類一式をご持参ください。

【郵送による場合】

- ・ 郵送による受付は、令和 8 年 1 月 26 日までに到着したものを有効とします（当日消印有効）。
- ・ 封筒に「沖縄県障害者スポーツ活動等推進事業補助金交付申請書」と朱書きの上、提出書類一式を送付ください。

【電子メールによる場合】

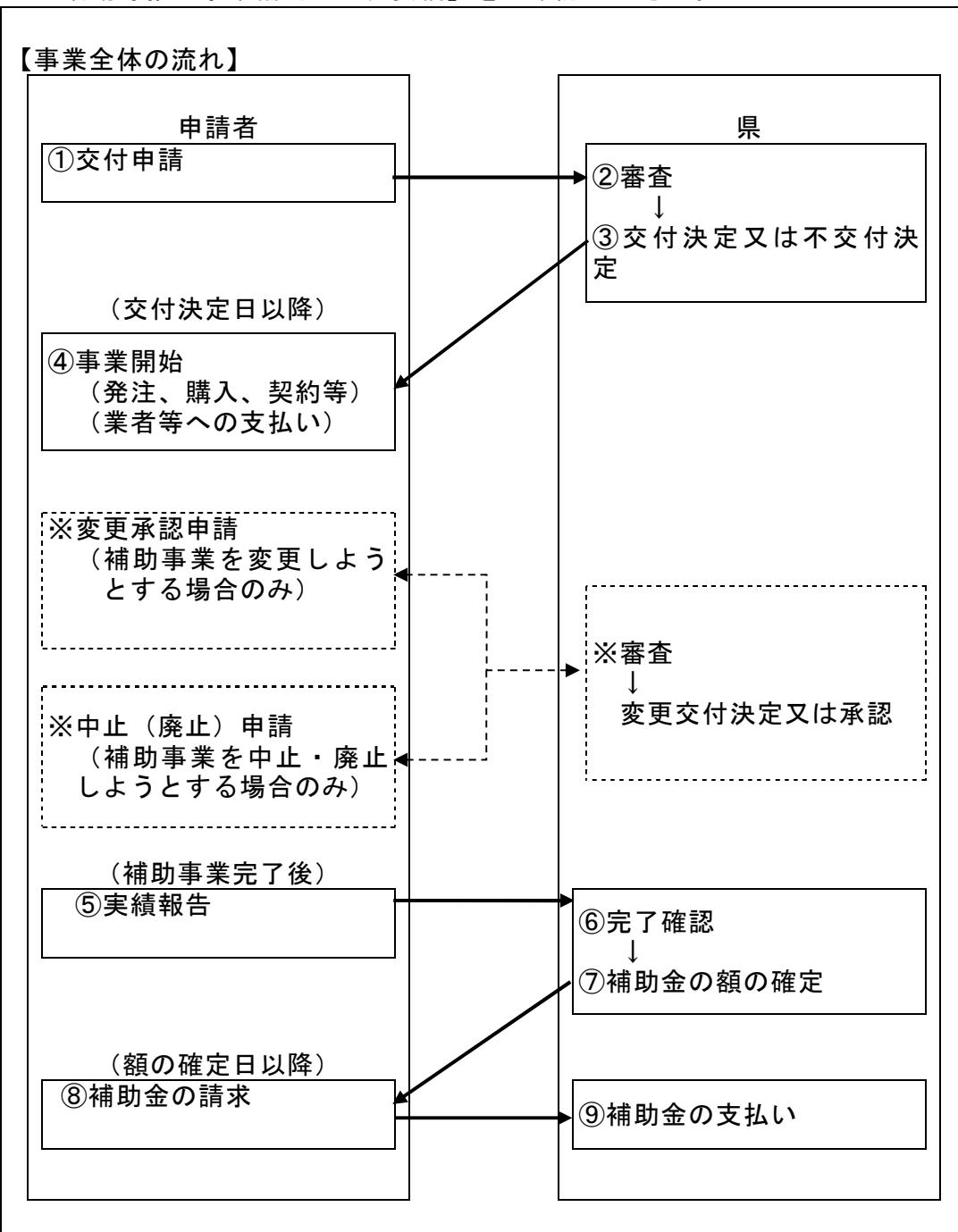
- ・ 電子メールによる受付は、令和 8 年 1 月 26 日の午後 5 時までに受信したものを有効とします。
- ・ 受信の確認のため、送信メールは開封確認付きメールとするか、メールの送信後に電話により受信確認を行うようにしてください。
- ・ メールの件名は「沖縄県障害者スポーツ活動等推進事業補助金交付申請書」とし、提出書類一式を送信ください。

7 審査及び交付決定

提出を受けた申請書類については、県において審査を行い、予算の範囲内で、事業目的への効果が特に高いと認められるものを優先して交付決定を行います。交付又は不交付の決定は、募集期間終了後に各申請者に通知します。

8 事業全体の流れ

本補助金の必要な手続の流れは以下のとおりです。詳細は「沖縄県障害者スポーツ活動等推進事業補助金交付要綱」をご確認ください。



9 問い合わせ、書類の提出先

〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号沖縄県庁3階
沖縄県生活福祉部 障害福祉課
計画推進班（担当：宮城）
電話：098-866-2190 ファックス：098-866-6916
メール：aa029017@pref.okinawa.lg.jp